

別表 対象施設等

サービス種別	区分	施設等	交付額
介護施設等	入所系	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム） 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 短期入所生活介護事業所 介護予防短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 介護予防短期入所療養介護事業所	施設等の定員数（小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所）にあつては、宿泊サービスの定員数）に34,000円を乗じて得た金額
	通所系	通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所（もっぱら介護サービスのみを提供しているものに限る。） 介護予防通所リハビリテーション事業所（もっぱら介護サービスのみを提供しているものに限る。） 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 介護予防認知症対応型通所介護事業所 通所型サービス事業所	施設等の定員数に20,000円を乗じて得た金額
障がい福祉施設等	入所系	施設入所支援事業所 共同生活援助事業所 福祉型障がい児入所施設 短期入所事業所	施設等の定員数に25,000円を乗じて得た金額
	通所系	生活介護事業所 自立訓練（機能訓練）事業所 自立訓練（生活訓練）事業所 就労選択支援事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援（A型）事業所 就労継続支援（B型）事業所 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	施設等の定員数に20,000円を乗じて得た金額

保護施設	入所系	救護施設	施設等の定員数に47,000円を乗じて得た金額
------	-----	------	-------------------------

備考

- 1 この表において、「介護施設等」とは、次に掲げる施設をいう。
 - (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項の規定による届出がされたものに限る。）
 - (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する事業を行う事業所若しくは同条に規定する施設、同法第8条の2に規定する事業を行う事業所又は同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業所。
ただし、市内に所在する事業所に限る。
- 2 この表において、「障がい福祉施設等」とは、次に掲げる施設をいう。
 - (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定に係る同法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う事業所又は同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所支援事業者の指定に係る同法第7条第1項に規定する指定障害児入所施設（同法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。）
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条に規定する事業を行う事業所又は同条に規定する施設
- 3 この表において、「保護施設」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設をいう。